

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年4月1日

支出負担行為担当官
熊本防衛支局長 宮川 真一郎

1 案件概要

(1) 案件名 鹿屋(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務(電子契約対象案件)

(2) 工事場所 鹿児島県鹿屋市

(3) 案件内容

ア 技術協力業務

(ア) 業務内容 本業務は、別発注の「鹿屋(6)施設最適化総合設計」について、発注者、当該設計業務の受注者及び本業務の受注者(以下、「受注者」という。)が協力して受注者の施工技術に基づき設計業務を完了させるための業務を行うものである。

【鹿屋航空基地】

(建替施設(建替後の施設))

- ・格納庫新設(平屋建て 延べ面積約6,700m²)、(平屋建て 延べ面積約4,700m²)、(平屋建て 延べ面積約8,300m²)、(平屋建て 延べ面積約5,200m²)、(平屋建て 延べ面積約4,600m²)
- ・倉庫新設(平屋建て 延べ面積約5,400m²)
- ・教場新設(平屋建て 延べ面積約1,000m²)
- ・整備場新設(平屋建て 延べ面積約2,300m²)
- ・整備場/倉庫新設(2階建て 延べ面積約4,400m²)
- ・隊庁舎新設(4階建て 延べ面積約6,300m²)
- ・体育館/食堂新設(3階建て 延べ面積約7,700m²)
- ・射撃場新設(平屋建て 延べ面積約1,700m²)
- ・上記以外の1,000m²未満の建物 計67棟、計約1,900m²

(改修施設)

- ・隊舎改修（4階建て 延べ面積約 3,600m²）、（4階建て 延べ面積約 4,200m²）、（5階建て 延べ面積約 5,200m²）
- ・局舎改修（平屋建て 延べ面積約 1,200m²）
- ・整備場改修（平屋建て 延べ面積約 1,000m²）、（平屋建て 延べ面積約 1,200m²）
- ・史料館改修（2階建て 延べ面積約 2,500m²）
- ・教場改修（平屋建て 延べ面積約 1,000m²）、（2階建て 延べ面積約 1,100m²）、（3階建て 延べ面積約 1,900m²）、（2階建て 延べ面積約 1,800m²）
- ・管制塔改修（8階建て 延べ面積約 2,100m²）
- ・格納庫改修（2階建て 延べ面積約 9,700m²）、（平屋建て 延べ面積約 11,000m²）
- ・倉庫改修（平屋建て 延べ面積約 1,000m²）
- ・庁舎改修（平屋建て 延べ面積約 6,800m²）
- ・上記以外の 1,000m² 未満の建物 計 71 棟、計約 15,000m²

【共通】

- ・仮設一式、建物付帯一式、解体一式
- ・基地内幹線ユーティリティー一式に係る総合設計
- ・本業務は、発注者が別途契約する工事の優先交渉権者の技術提案、技術情報等を、発注者の指示に基づき設計に反映させる技術提案・交渉方式の適用業務である。

(イ) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 15 日まで

(ウ) 本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(4) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結するものであり、その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。

(5) 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続

きを行う。ただし、業務説明書に示す場合、次順位以降の者との手続きには移行しない。

(6) 本案件は、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求める同種工事の経験の大幅な緩和を行う試行工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、工事成績評点を減ずることとする。

(7) 参考額

技術協力業務の規模は 5,000 万円程度（税込み）を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

(8) 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えることができるものとする。

(9) 本案件は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

(10) 施工に係る設計図書等の契約内容については、発注者と優先交渉権者との間で行う価格等の交渉の過程で協議して決定するものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 4 月 1 日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）に示す手続きに従い、鹿屋（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は「建築一式工事」、代表者以外の構成員は「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」のいずれかで級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生

手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。）また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること。

(3) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者の要件等

ア 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数。）が 1,200 点以上であること。

また、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る「C」以上の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望している者であること。

イ 同種工事として平成 21 年 4 月 1 日以降公示日までに、元請けとして完成・引渡し完了した国内における工事のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもので、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で 2 階建て以上かつ延べ面積 4,700m² 以上／（1 棟当たり）の建物新設建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、均等割りの 10 分の 6 以上のものとする。）。ただし、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなす。また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

(4) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員の要件等

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、一者以上が次に掲げる構成員①の要件を満たすものとする。また、構成員①の要件を満たさない構成員については、構成員②の要件を満たすものとする。

・構成員①

ア 防衛省競争参加資格に係る経営事項評価数値が、「建築一式工事：990 点以上」、又は「土木一式工事：990 点以上」のいずれかであること。

イ 同種工事として平成 21 年 4 月 1 日以降公示日までに、元請けとして完成・引渡し完了した国内における工事のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事、又は防衛省発注の建築工事、土木工事、電気工事、機械工事及び通信工事の 5 職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完成・引渡し完了した工事

で鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積1,000m²以上／（1棟当たり）の建物新設工事であって、

「建築一式工事：990点以上」の構成員は建築工事、

「土木一式工事：990点以上」の構成員は土木工事

の施工実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割りの10分の6以上のものとする。）。ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

・構成員②

ア 防衛省競争参加資格に係る経営事項評価数値が、「建築一式工事：830点以上」、「土木一式工事：830点以上」、「電気工事：870点以上」、「管工事：870点以上」、又は「電気通信工事：870点以上」のいずれかであること。

イ 同種工事として平成21年4月1日以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事、又は防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設工事であって、

「建築一式工事：830点以上」の構成員は建築工事、

「土木一式工事：830点以上」の構成員は土木工事、

「電気工事：870点以上」の構成員は電気工事、

「管工事：870点以上」の構成員は管工事、

「電気通信工事：870点以上」の構成員は電気通信工事

の施工実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割りの10分の6以上のものとする。）。ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

(5) 単体又は特定建設工事共同企業体は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 技術者の資格

(7) 監理技術者等

1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 主任技術者

・上記(4)構成員①の場合

「建築一式工事：990点以上」の構成員は、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

「土木一式工事：990点以上」の構成員は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

・上記(4)構成員②の場合

「建築一式工事：830点以上」の構成員は、2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

「土木一式工事：830点以上」の構成員は、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

「電気工事：870点以上」又は「電気通信工事：870点以上」の構成員は、2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

「管工事：870点以上」の構成員は、2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 監理技術者等の経験

(ア) 監理技術者等

平成21年4月1日以降公示日まで、元請けとして完成・引渡し完了した国内における工事のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもので、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建物又は改修建物を施工した経験を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割りの10分の6以上のものに限る。）。

ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。また、公示日まで引き渡しが完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

(イ) 主任技術者

経験は問わない。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

本案件は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

- (6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該技術協力業務に配置できる者であること。
- ア 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。
- イ 次の資格を有する者であること。
- ・一級建築士
- (7) 上記1に示した建設工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 本手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書参照。）
- (11) 熊本防衛支局が発注した「建築一式工事」のうち、令和4年4月1日から令和6年3月31日に完了又は引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
- ア 再委託の内容が、主たる部分の場合
 - イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
 - ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- (14) 本案件は、次のアからウまでのいずれか又は合計で下請け等発注予定金額が本案件に係る各随意契約工事の請負金額の20%を超えること。

ア 工事を実施する地元企業（単体及び共同企業体の代表者を除く）における自社施工費の割合。

イ 工事を実施する地元企業を下請け先に採用する発注予定工事費の割合。

ウ 「単体」又は「共同企業体の代表者及び地元企業ではない構成員」の施工分の地産品（鹿児島県内産の建設資材等）の調達予定金額の割合。

地元企業とは、鹿児島県内に本店の登記がある者をいう（以下同じ）。

なお、工事の実施にあたり、各随意契約工事において、申請した下請け等発注予定率に満たなかった場合、発注者に未達成の理由を報告し協議をした結果に応じ、以下の①から③の対応とする。

① 正当な理由として認められる場合はペナルティはなしとする。

② 努力不十分により、申請した下請け等発注予定率に満たないと判断された場合、ペナルティとして工事成績の減点に加え、口頭注意又は書面注意等の措置を行う。

③ 申請した下請け等発注予定率を満たすための努力が確認できない場合については、優先交渉権を剥奪し次回の随意契約を締結せず、受注者側からの契約解除を求めることもある。

(15) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めないものとする。

3 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 技術提案の評価に関する基準

本案件の対象となる工事は、フェーズごとに複数建物の新設等の工事を同一時期に施工することとなる。このような条件のもと、部隊運用を止めることなく集中的に工事を進めなくてはならないことから、広大な敷地に張りめぐらされた各種ユーティリティの効率的かつ経済的な切廻し・仮設工事の計画が必要である。また、全般的な施設老朽化によって多くの建替工事が予定されていることから、周辺環境に配慮した解体等工事の施工計画や工法の工夫が必要である。このような状況下で、発注者は、高度で専門的な施工の知見等を防衛省が実施する設計業務に反映させる必要があるため、発注方式として技術提案・交渉方式を採用し、技術協力・施工タイプを適用して技術提案を次のアからエについて求める。

- ア 技術協力業務の実施に関する提案：20 点
- イ 鹿屋航空基地において、航空機等運用に配慮した解体等の施工計画に関する提案：45 点
- ウ 鹿屋航空基地において、広大な敷地で多数の施設を施工するところ、コスト抑制に関する提案：45 点
- エ 鹿屋航空基地において、台風に対する安全確保の課題と対応策に関する提案：30 点

(2) 評価項目について

提出された技術提案（上記（1）アからエ）及びその他（下記オ、カ）について審査を行う。（詳細は説明書による。）技術提案等：160 点

- オ 共同企業体の組成に関する評価：10 点
- カ 地元企業の採用に関する評価：10 点

(3) 技術提案書についてヒアリングを行う。

(4) 優先交渉権者の選定

競争参加資格があると認められた者のうち、技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

(5) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数いる場合、下記アからオの順で優先交渉権者を選定するものとする。

- ア 上記（1）イ及びウの合計得点が高い者。
- イ 上記（1）エの得点が高い者。
- ウ 上記（2）オ及びカの合計得点が高い者。
- エ 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の数値とする。
- オ 該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

(6) 優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業

務の契約締結及び価格等の交渉を行う。ただし、業務説明書に示す場合、次順位以降の交渉権者との手続きには移行しない。

4 担当部局

〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-11

熊本防衛支局 総務課 契約室

TEL 096-368-2174

FAX 096-368-0512

メールアドレス ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

5 手続き等

(1) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間：令和6年4月1日から同年6月7日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

イ 交付場所：防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法：全て、電子データで交付を行う。

エ ファイル形式

文書類：PDF

図面類：PDF

申請書類：Word 又は Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

オ 使用条件：ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

カ その他：通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。この場合、上記4へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済のもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵送又は託送により提出する。なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局のホームページより入手可能である。

(<https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/contract/construction/syoshiki/index.html>)

(2) 申請書及び技術資料の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期限：令和6年4月22日 正午

イ 提出先：上記4に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。詳細は業務説明書による。

(3) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

発注者から競争参加資格があると認められた者は、次に従い技術提案書を提出すること。

ア 提出期限：令和6年6月10日 正午

イ 提出先：上記4に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。詳細は業務説明書による。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

ア 技術協力業務：納付（保管金の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 熊本防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上とする。

イ 建設工事：免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したのものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(3) 技術提案書の無効

申請書等又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(4) 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはならない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

(5) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措置を講じることがある。ただし、技術協力業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

(6) 配置予定技術者等の確認

(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム (CORINS)」等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、建設工事に係る契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び資料の差替えは認められない。

(7) 手続きにおける交渉の有無：無

(8) 契約書作成の要否：要

(9) 本案件に係る施工に直接関連する他の施工の請負契約を本案件に係る施工の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口：上記4に同じ。

(11) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2(2)、(3)ア及び(4)構成員①・②アに掲げる事項を満たしていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員又は単体として上記5(2)及び(3)により申請書、技術資料及び技術提案書を提出することができるが、本手続に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、上記2(2)、(3)ア及び(4)構成員①・②アに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は業務説明書による。